

## 春日井市ごみ減量 3 R 推進事業所認定制度実施要綱

(目的)

**第 1 条** この要綱は、積極的にごみの減量及び資源の有効利用に取り組む事業所を春日井市 3 R 推進事業所として認定し、その活動を広く市民に推奨することにより、事業者及び市民のごみの減量の必要性に対する意識の高揚を図り、ごみの減量及び資源の有効利用を促進することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 3 R 推進事業所 次に掲げるごみの減量及び資源の有効利用に係る取組について市長が認定する事業所をいう。

ア Reduce ごみの発生を抑制することをいう。

イ Reuse 使い捨てを避け、物を大切に使い続けることをいう。

ウ Recycle 不要になった物を資源として再生利用することをいう。

(2) ごみ 春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成 6 年春日井市条例第 7 号) 第 2 条第 2 項第 1 号に規定する家庭系廃棄物及び第 2 号に規定する事業系廃棄物をいう。

(3) 資源 ごみとなる物のうち、再生利用することが可能なものをいう。

(対象事業所)

**第 3 条** 3 R 推進事業所の認定の対象となる事業所は、ごみの減量及び資源の有効利用に係る次の事項を実践している事業所とする。

(1) 商品の簡易包装の推進、再生利用が可能な製品の利用等ごみの発生の抑制に努めていること。

(2) 消耗品の使用量の抑制及び設備等の長期使用に努めていること。

(3) 再生紙、再生品等を積極的に使用していること。

(4) 事業所から排出されるごみを分別し、資源化に努めていること。

(5) 従業員等に対しごみの減量に係る意識の高揚に関する取組を行っていること。

(6) 顧客等に対し、ごみの減量に係る啓発を積極的に行っていること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、ごみの減量又は資源の有効利用に係る取組を行っていること。

(認定申請)

**第4条** 3R推進事業所の認定を受けようとする事業所は、春日井市3R推進事業所認定申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(認定)

**第5条** 市長は、前条の規定により申請があった場合は、申請内容を審査した上で認定の可否を決定し、3R推進事業所決定通知書(第2号様式)により、当該事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により3R推進事業所の認定をした場合は、当該事業所に3R推進事業所認定証(第3号様式)を交付するものとする。

(3R推進事業所の活動目標)

**第6条** 3R推進事業所は、その事業活動を行うに当たっては、第3条各号に掲げる事項を積極的に実践するとともに、市等が行うごみの減量及び資源の有効利用に係る施策に協力するものとする。

(届出)

**第7条** 3R推進事業所は、当該事業所の名称、代表者氏名又は所在地に変更があった場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(認定の取消)

**第8条** 市長は、3R推進事業所が第1条の目的に反すると認める行為を行ったときは、認定を取り消すことがある。

(雑則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

春日井市3R推進事業所認定申請書

年 月 日

春日井市長 様

事業所名  
代表者氏名  
所在地  
電話番号

春日井市3R推進事業所の認定を受けたいので、申請します。

1 業 種 \_\_\_\_\_業

(具体的に) \_\_\_\_\_

2 創 業 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月

3 従 業 員 数 \_\_\_\_\_人

4 減 量 目 標 等 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

5 自己申告書 裏面のとおり

6 ごみ減量に係る取組についての公表の可否 可 否

春日井市 3 R 推進事業所自己申告書

3 R 推進事業所としての目標値は 60 点以上です。

該当箇所を丸で囲ってください。

種別	No.	審査項目	実施している	一部で実施している	実施していない
基本項目	1	ごみは収集運搬許可業者に委託するなど適正に処理している。 (例: 町内のごみステーションを利用していない。) (例: 簡易焼却炉を使用していない。)	10点	0点	0点
	2	ごみを可燃、不燃及び資源など適正に分別し、保管には衛生的な状態を保持している。	10点	2点	0点
発生抑制	3	コピー用紙など消耗品の使用量抑制や包装材の簡素化に努めている。	10点	5点	0点
	4	事務用品の購入にあたっては、必要性を十分検討し無駄を省いている。	10点	5点	0点
	5	設備、器具、備品、事務用品等は長期間使用している。	10点	5点	0点
再使用	6	流通用梱包材等には、繰り返し使用できるものを採用している。	10点	5点	0点
	7	詰め替え可能な商品の使用や、製造業の場合は再使用可能な部品の使用に努めている。	10点	5点	0点
再生利用	8	資源は、確実に再生利用されるよう再生業者へ引き渡すなどしている。	10点	5点	0点
	9	事務用品等には、再生品を購入している。また、製造業の場合は、原料に再生資源の利用に努めている。	10点	5点	0点
	10	消費者に再生品が受け入れられるよう PR している。	10点	0点	0点
その他	11	具体的な 3 R の取組をご記入ください。(資料等があれば添付してください。)			

貴事業所の合計点 \_\_\_\_\_ 点

# ごみ減量3R推進事業所

ごみ減量及び資源の有効利用に積極的に  
取り組む事業所として認定します。



春日井市